

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	アイザワ証券グループ株式会社	コード	8708
提出日	2024/6/4	異動(予定)日	2024/6/26
独立役員届出書の提出理由	独立役員の属性・選任理由の説明を更新するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	徳岡 國見	社外取締役	○															○		有
2	増井 喜一郎	社外取締役	○															○		有
3	花房 幸範	社外取締役	○										△							有
4	清家 麻紀	社外取締役	○												○					有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		徳岡國見氏は、みずほ証券株式会社常務執行役員、株式会社あおぞら銀行代表取締役副社長を務める等、長きにわたり金融機関に在籍し、経営に携わっております。当社においても取締役会等で経営全般の観点から積極的に発言いただき議論をリードしていただくとともに、指名報酬諮問委員会の委員として当社取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定、また、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有し、当社の経営に的確な助言をいただく等、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  また、同氏は上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外取締役の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。
2		増井喜一郎氏は、大蔵省東海財務局長、同近畿財務局長、金融庁総務企画局長、日本証券業協会専務理事・副会長、公益財団法人日本証券経済研究所の理事長を歴任し、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有しております。このことから、社外取締役として職務を適切に遂行いただき、当社の企業価値向上に資することができると判断しております。  また、同氏は上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外取締役の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。
3	花房幸範氏が代表を務めるアカウンティングワークス株式会社とは、2019年に取引実績(同社の売上高の1%未満)がありました。現在はありませぬ。	花房幸範氏は、公認会計士として企業会計や監査に精通しているとともに、上場企業における豊富な社外役員経験や企業経営者としての経験等、専門的な知識・経験等、高い見識を有しております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定、当社の経営に的確な助言をいただく等、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  同氏が代表を務めるアカウンティングワークス株式会社との取引内容は左記のとおりであり、上記に該当しますが、同氏は上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外取締役の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。
4	清家麻紀氏は当社の株主、取引先である三井住友信託銀行株式会社(以下、「SMTB」)の業務執行者です。SMTBは当社株式を814,400株(議決権割合:2.14%)保有しています。当社はSMTBと株主名簿管理人委託契約を締結し、業務を委託しております。また、当社グループはSMTBから1,771百万円の借入を行っております。また、当社グループの総資産に占める割合は約1.4%となります。以上から、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同氏は当社の主要な取引先には該当していません。(取引実績は2024年3月期、残高は2024年3月末時点となります。)	清家麻紀氏は、金融機関において市場性業務、リスク管理運営、ダイバーシティ&インクルージョンの推進等に携わり、金融機関におけるリスク評価・管理、ダイバーシティ推進について豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営に的確な助言をいただく等、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  同氏は金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主に該当していません。  また、同氏は上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外取締役の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

当社の社外取締役の独立性判断基準については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」別紙に定め、ホームページに公表しております。 <a href="https://www.aizawa-group.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf">https://www.aizawa-group.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf</a>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。